

件名：群馬県指定天然記念物ヒメギフチョウの盗難被害対策 及び生息環境保護対策について

1 目 的 群馬県指定天然記念物ヒメギフチョウは、関東地方では唯一、渋川市の赤城山が生息地であり、昭和61年に群馬県の天然記念物に指定されました。

現在の生息数は、個体数維持が危ぶまれるほど激減しており、渋川市では群馬県や有識者、関係団体、地元有志、地元小学校を交えヒメギフチョウ保護管理計画を策定し、ヒメギフチョウ保護連絡協議会を発足させ、保護活動や生息環境整備に取り組んでいます。

この活動の中において、チョウの卵や幼虫、食草を持ち帰る心無い行為が近年増えており、盗難される個数も、個体数維持に影響を与えるものとなっているため、これを防止します。

それとともに、近年オフロードバイクで山へ侵入する人達も増えておりこれは食草や幼虫を踏み荒らすことになり、群馬県文化財保護条例違反の疑いがあるため、この行為も含めて防止します。

2 内 容 渋川市は、群馬県やヒメギフチョウ保護連絡協議会との協議の結果、これらの行為が窃盗罪及び群馬県文化財保護条例に違反することを周知するため啓発看板を設置し、保護活動を強化することにしました。

また、警察署へも協力依頼をしており、違反者を発見した場合は、直ちに渋川警察署へ通報します。

なお、違反を行っている人達を発見した場合は、関係各所や渋川警察への通報をお願いします。

啓発看板・・・別紙のとおり

3 担 当 文化財保護課 電話52-2102